

真宗教団と身分制度

——特に黒衣・色衣について——

はじめに

「部落問題は自分の立つているところで問い直しなさい」と教えられて15年、「教団・寺院の制度や慣習がすでに差別構造ではないか」という指摘に模索しながら応答してきた。

1990年「院号廃止宣言」、1994年「一切色衣を止める」、同年「内陣でのお勤めを止める」1998年「七条袈裟の廃止」などを自坊で実践してきた。論理だけで変革をよびかけるのでは親鸞さまの教えに準じることができない、自らの寺院で責任を担うことこそが教団全体の変革への唯一の道である。

僧侶の水平運動・黒衣同盟

1992年（大正11）3月3日、名告りを上げた水平社は、翌3月4日、東西本願寺へ水平運動に対する協力を要請、4月10日には東西本願寺に「募財拒絶の決議通告」を突き付けた。

この、水平社の東西本願寺への通告を受け、本願寺教団の

中には水平社と呼応する運動、「黒衣同盟」が誕生した。では黒衣同盟とは何か。その宣言文の要約すると次の3点となる。

- ①色衣・金襴の袈裟を廃止して黒衣を着用―親鸞に帰った象徴
- ②堂班制の廃止 ③募財の拒否

そして、宣言文に述べるように、「親鸞の教えに生きることを回復していく」、宗教的営みとして位置づけられている。つまり黒衣同盟は、寺格・堂班を作り出し、それを儀礼・莊嚴の中に細かく位置づけ、なおその矛盾は「信心」とは無関係であるとしてきた教団内の「儀礼」における真俗二諦の構造を打ち破る運動であった。そして、具体的実践として選びとった方法が、その最も目に見える表象である「色衣」「金襴の袈裟」を脱ぎ、その不当性を訴えることであった。

しかし黒衣同盟はわずか数年でその姿を消す。『同朋運動資料史』の中より黒衣同盟が影響と思われる、それも今日に繋がるものをいくつか拾ってみる。

小 武 正 教

1923年に勤められた、立教開宗七百年の法要の衣体は、

「大きくなればなる程本山としては色衣で区別する堂斑を売っている関係上黒衣で纏める事が出来ず、色衣を撤廃するのは本山として与えた権利を奪うことにもなり既得権の侵害となるからやる訳には行かぬという尤もさうな理論も出来上がり、ついに西本願寺は記念法要の参列者には白の素絹を揃いで着せるということに決定し」(1923.3.21「中外日報」)

とあるように、「堂班衣体」と「黒衣」との妥協妥案のような、「記念衣体」なるものを作っている。それは今日の法要でも継承されている。

また当時、「色衣を嫌って黒衣で通していた」(「中外日報」1923.1.13)「官長代理の大谷尊由氏に対し、広岡智教師は、「尊由氏の黒衣も不徹底です。黒衣をつけるならば宜しく平僧と同様下座に着くべきです」と喝破している。

1995年4月15日、戦後50年の「全戦没者総追悼法要」。衣体は黒衣・五条としながらも、しかし内陣出勤はそのままであった様子を想起させる。都合よく類聚制度につながる「色衣・袈裟」と「黒衣」との使い分け、それが黒衣同盟からその矛盾を突きつけられて以来教団ではつづいているのである。唯一敗戦後の民主化の中で、堂班が廃止され、衣が黒衣に統一されたほんのわずかの期間をのぞいては。

法衣・袈裟と色―身分階層

真宗教団と身分制度(小 武)

法衣・袈裟の変遷の歴史

(1) インドにおいて

袈裟は日本に於いては法衣の上に着用するが、インドにおいては法衣は袈裟であつた。つまり釈尊はすべての比丘・比丘尼に九条から奇数条ごと、二十五条までの袈裟を大衣、七条袈裟を中衣、そして五条を小衣としてを許された。大衣は最も丁重な服装として、中衣は平常の礼拝や読誦そして齋食などの平時に用い、小衣は僧院の中の作務・臥床の時に着用した。釈尊在世時、一般には白あるいは色文様をまといていたが、出家の僧はこれを汚して着、袈裟と呼ばれた。また袈裟は「糞掃衣」とも言われ、廃棄せられた破布をもつて縫い合わせたという意味で、欲望を起こさぬという意味で、修行する比丘・比丘尼の精神を表した。よつて袈裟の布質も戒律にて、麻と木綿に制定し、絹布などは許されなかった。

(2) 中国において

中国では、国家と結び付いて教団が成立したので教団の統制のため、僧官が置かれ国家によつて経済的な待遇と社会的位置が与えられた。そこでは、皇帝みずから僧の立場を兼ねた祭政一致が行われ、僧侶の法衣・袈裟が著しく美化されていった。そしてインドの法衣が中国に伝わると、「直綴」などの法衣を作りだし、その上に袈裟を着用するようになった。そして黒色が法衣に用いられるようになった。

(3) 日本に仏教が伝えられて

仏教が国家仏教として受け入れられたため、僧官が設けられ、そこでは法衣の色によって位を分けた。そして、朝廷においての禁色の権限が天皇に属していたように、法衣における禁色も権限は天皇に属していた。僧正・僧都・律師に対してはそれぞれ、紫、緋、緑、縹を用い、無位無官の僧は黒または黄をもちいた。『養老の衣服令』には、「一・二・三位を紫とし、四・五位を緋とし、六・七位を緑、八位・初位が縹、無位を黄色、最も下を黒とす」とし各色に深淺の別を設けた。

(4) 親鸞聖人の法衣

親鸞聖人が比叡山時代の堂僧の時は、墨染の衣であつたと思われる。そして、吉水以降は「鏡の御影」「安城の御影」「熊皮の御影」に見られるように、裳の付いた墨染めの衣に、五条の墨袈裟をかけておられる。当時の僧侶のもつとも低い位を表す法衣を身につけた親鸞聖人の姿がある。

(5) 覚如上人とその後

覚如上人は当時、庶民の平常服を着て遊行する時宗の僧服に対して批判が注目される。そして『存覚一期記』によれば、すでに当時、鈍色・七条が用いられていたと考えられる。

第6代善如上人、第7代純如上人の時には、黄袈裟、黄衣が着用されていたことが、『実悟記』より知られる。

(6) 蓮如上人

蓮如上人は、法衣を黒衣・墨袈裟に統一された。しかし、一門・一家衆にだけは、黒衣の着用を許したとされている。しかし、その蓮如上人の葬儀にあたって、「棺の上に七条の袈裟を被ひ、興かきの法師は直綴、入道は道服衣を著し、一家衆・御堂衆等、裳付衣・絹袈裟なり」とあるように、墨袈裟・墨衣がすでに崩れだしていることが伺われる。

(7) 実如上人以降

朝廷より、1516年に香袈裟、1518年に紫袈裟、1521年に紅衣の着用を許されている。特に第11代顕如上人の時、門跡に列せられると法衣の上にも国家仏教体制における僧階がそのまま宗門内に取り入れられるようになる。この門跡になると同時に、紫衣・緋衣・裘代が許され着用がはじまり、以後代々の宗主が着用する。そして、宗主・院家衆・堂衆等は、色衣・絹袈裟・織物袈裟が着用した。

1561年、宗祖の三百回忌法要の時、初めて宗主・院家衆が、七条・袍服の着用がある。

(8) 江戸時代

1611年、宗祖三百五十回忌法要では、総御一家衆まで、七条袈裟の着用が許可されていたものが、1636年、御影堂の落慶法会では総坊主衆までが七条袈裟の着用が許可されるようになる。江戸時代には、寺格によって何度か法衣式が改定されてゆき、1793年にはほぼ定まっていた。法服の質、裳付き

であるか、五条の色と紋、指貫の色、衣の色等々、事こまかく分けている。七条袈裟も、僧階の低位まで許可されるようになったが、平僧と「穢僧」には許可がなされなかった。

(9) 明治時代以降

江戸時代の寺格が改められ、堂班制度となったが、すぐに堂班の階級はふえ、法衣・袈裟の色だけでなく、模様等を事細かく規定して、大変複雑なものになっていった。例えば七条袈裟もすべての僧侶が衣体として着用するようになったが、そのかわり七条の内容が細分化され、堂班による七条が規定されていた。

『本派法規類纂』に示された明治41年の堂班衣体には七条袈裟・五条袈裟・小五条袈裟、そして色衣・黒衣・切袴の一式について細かく規定され、差別化がはかられている。

また女性に対しては、「女子僧侶服装並に法式に関する規定」(1901年7月)が定められ、「第二条女子僧侶には堂班を許さず、本堂法式にありては外陣に着席すべし。席次は法臈順による。」とされた。

(10) 戦後の民主化

1949年(昭和24)、堂班制が廃止され、住職・住職であった僧侶・副住職・前三号以外の僧侶という4段階の法要席次規定改正がなされ、それに準じた衣体条例となった。五条袈裟・小五条袈裟の規定は示してあるが、七条袈裟についての

規定はない。しかし、総長等の職務に関する衣体や、門主代理・僧綱等の衣体については廃止されなかった。

(11) 類聚制の復活の中で

戦後の民主化も僅か6年で挫折する。堂班制に変わる「類聚制」が導入された。「類聚制」は教団への財政的功勞の差異によつて全寺院と僧侶に寺班・僧班をつけ、法要の席次と衣体を定めたものである。発足当初は、七座七席の四九席、現在では合計八座七席の五六席となっている。類聚による色衣と五条袈裟、小五条袈裟、切袴の事細かい差別化は、職務衣体にも反映し、さらには輪袈裟にも差別化がなされている。そしてそれは門徒式章にも反映され、門徒の懇志の進納の多少と本願寺での役職によつて違うものとなっている。

しかし、袈裟の最高位に位置づけられてきた七条袈裟だけは、自由とされ、「平等という幻想」を与える役割を果たしている。

人の意識を左右するに、視覚の与える影響力は大変に強い。儀礼における色における教団内身分の問題を問わずして、「信心の社会性」はない。色衣と金襴の袈裟を脱ぐことで教団と国家を問うた黒衣同盟は私を問う。

(キーワード) 黒衣同盟、黒衣、色衣

(龍谷大学大学院修了)